

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、2025年2月14日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び2025年9月4日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社において不適切な会計処理が行われた疑いについて第三者委員会による調査を行い、その結果を取りまとめた報告書を受領いたしました。当該報告書においては、当社及び子会社における不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景について明らかにされ、再発防止策の提言を受けました。

これらの会計不祥事を原因として、会計監査人による当社の有価証券報告書等に対する監査報告書の意見が不表明となり、内部管理体制等について改善の必要性が高いことが明らかとなった結果、2025年11月22日付で、株式会社東京証券取引所により、当社の株式が「特別注意銘柄」に指定されました。

また、2026年5月1日付「社内検証委員会の検証結果報告書受領及び公表に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の決算・内部統制・ガバナンス等を専門的及び客観的な見地から検証し、過年度有価証券報告書等に関する問題の有無等を明確にするために、社内検証委員会による検証を行い、検証結果報告書を受領いたしました。当該報告書においては、当社の決算・内部統制・ガバナンス等に関する問題点、その是正・改善状況及び今後の課題等が示されました。

当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、内部管理体制等の抜本的な改善を目的として、改善計画・状況報告書を作成し、2026年5月26日付で株式会社東京証券取引所へ提出いたしました。

なお、当社は、2026年5月8日付で会社更生手続開始決定を受けております。会社更生手続開始後は、事業経営権及び財産管理処分権が管財人に専属し、その行使は法令並びに東京地方裁判所の監督及び調査委員による調査に服することになりますが、会社法上の役員の権限は制約されています。管財人は、当社の取締役及び監査役の人選並びに組織変更等のあり方について、創業者の影響力を排除し、内部管理体制の改善を図る観点から、2026年10月31日に認可が予定される更生計画において適切に定める方針です。また、管財人は、当社株式が「特別注意銘柄」に指定された2025年11月22日から1年以内に内部管理体制を適切に整備する方針です。

当社はコーポレートガバナンスの重要性につきましては十分に認識しており、経営は、高い倫理観・有言実行・迅速を第一義とするとともに、経営の透明性・公共性を高めるべく、法令遵守の強化と適時適切な情報開示に努めてまいります。

なお、本報告書は、2026年7月21日改訂前のコーポレートガバナンス・コードに基づいて作成しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2②】

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知の早期発送の重要性を認識しております。しかしながら、現時点においては、監査の日程等を勘案して、法令上の期間よりも特に早期の発送は実施しておりません。

なお、株主総会資料につきましては、株主総会の日の3週間前に電子提供措置をとっております。

【補充原則1-2④】

当社は、機関投資家や海外投資家による議決権行使を容易にするための環境作りは重要であると認識しているものの、現在、機関投資家や海外投資家の当社株式保有比率が低いため、費用面を勘案して議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳はしておりません。今後、当社の株主構成に大きな変化が生じた場合には、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳について検討を進めてまいります。

【原則1-4. 政策保有株式】

(2) 政策保有株式に関する検証の内容

当社は、保有する政策保有株式の各銘柄について、保有の適否について検証を実施しておりません。今後、資本コストを的確に把握した上で、保有の適否の検証方法等について検討してまいります。

【補充原則2-4①】

当社は、変化の激しい市場環境に対応するためには、人材の多様性が重要であると考えており、性別・国籍・入社年次に関係なく採用活動を行っておりますが、当社の事業規模や事業特性の観点から、現時点において、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用について測定可能な目標を定めるには至っておりません。

多様性の確保に向けた人材育成方針や社内環境整備方針の策定につきましても、今後の検討課題であると認識しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 当社は、社是を、インターネット上の当社ホームページで開示しておりますが、当社グループの事業環境を取り巻く変化が激しいため、経営戦略及び経営方針については公表しておりません。今後、経営戦略等を策定するに当たっては、公表することを検討してまいります。

【補充原則3-1②】

当社は、現在、海外投資家の持株比率が低いため、コスト等を勘案して英語での情報の開示・提供を実施しておりません。今後の株主構成の変化等状況に応じて、英語での情報の開示・提供について検討を進めてまいります。

【補充原則3-1③】

当社は、中長期的な企業価値向上の観点から、サステナビリティを巡る取組みが重要であると認識しております。今後、経営戦略を策定・開示するに当たっては、サステナビリティについての取組み、人的資本や知的財産への投資等について開示することを検討してまいります。

【補充原則4-1③】

当社は、2026年5月8日付で会社更生手続開始決定を受けておりますが、当社の管財人としては、創業者の影響力を排除し、内部管理体制の改善を図る観点から、代表取締役として適切と認められる人材を更生計画に定める方針です。

【補充原則4-2②】

当社は、中長期的な企業価値向上の観点から、サステナビリティを巡る取組みが重要であると認識しておりますが、現時点でサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定するには至っておりません。今後、サステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針の策定に向けて検討を進めるとともに、サステナビリティについての取組み、人的資本や知的財産への投資等の開示についても検討してまいります。

[原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任しており、独立した客観的な立場から助言機能や監督機能を果たしていただいております。当社は、2026年5月8日付で会社更生手続開始決定を受けておりますが、当社の管財人としては、創業者の影響力を排除し、内部管理体制の改善を図る観点から、独立社外取締役として適切と認められる人材を更生計画に定める方針です。

[原則4-10. 任意の仕組みの活用]

当社は、機関設計として監査役会設置会社を選択しております。当社は、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機構のさらなる充実を図ってまいります。

[補充原則4-10①]

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名の社外役員4名を選任しており、そのうち2名が東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

各社外役員は、社内出身者とは異なる豊富な経験、知識と専門分野に関する幅広い知見に基づき、中立の立場から客観的な意見を述べております。当社は、指名委員会・報酬委員会を設置しておりませんが、当社の管財人としては、創業者の影響力を排除し、内部管理体制の改善を図る観点から、適切と認められる組織体制を更生計画に定める方針です。

[原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、定款において取締役の員数を8名以内と定めており、現在の取締役会は、取締役5名（うち独立社外取締役1名、女性取締役2名）で構成されております。当社の取締役会は、ジェンダーや職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立する形で構成されておりますが、当社グループの事業領域が国内に限られているため、現時点において国際性は必要性が低いものと考えております。

[補充原則4-11①]

現在、当社の取締役会は5名（うち独立社外取締役1名、女性取締役2名）で構成されており、経営全般、営業、経理財務、総務・人事等の知識・経験・能力を有する取締役によって、多様性と適正規模を満たす形で構成されております。また、独立社外取締役は他社での経営経験を有しております。

なお、各取締役のスキル・マトリックスにつきましては、今後、開示に向けた検討を積極的に進めてまいります。

[補充原則4-11③]

2026年4月期において、当社は取締役会を23回（月1回の定時取締役会及び臨時取締役会）開催し、取締役会規程に定める重要な事項について審議・決定しております。取締役会においては、十分な審議時間を確保しており、自由闊達な議論が行われております。

取締役会の実効性の分析・評価については、その手法を含め検討を積極的に進めてまいります。

[原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社は、決算短信により単年度の業績予想は公表しており、また、有価証券報告書により経営方針は公表しておりますが、経営戦略や経営計画については公表しておりません。今後、経営戦略や経営計画を策定・公表するに当たっては、資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示することを検討してまいります。

[補充原則5-2①]

当社グループの事業は、移動体通信関連事業、不動産事業及びリゾート事業その他から構成されております。移動体通信市場の成熟化及び競争激化が続いているため、不動産事業やリゾート事業に展開・多角化することにより当社グループのさらなる成長に取り組んでおります。

現在、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について開示しておりませんが、今後、経営戦略や経営計画を策定・公表するに当たっては、取締役会において事業ポートフォリオに関する基本的な方針を決定・開示することを検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4. 政策保有株式]

(1) 政策保有に関する基本方針

当社は、当社グループの持続的な成長と社会的価値、経済価値を高めるため、業務提携、販路拡大など経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために必要とする企業の株式を保有しております。

当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもとに、每期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、適時・適切に売却することとしております。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合、重大な違法行為が発生した場合等には、議案に対する賛否の判断を慎重に行うなど、当社及び発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを検討することとしております。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

当社は、2026年3月より、支配株主等からの不当な影響力の行使を排除すべく、支配株主等との取引については特に厳しい要件を設け、構成員が社外役員の過半数で構成される特別審査委員会を設置し、その運用を開始しております。同委員会は、当社が支配株主等との取引を行う場合、事前に当該取引の必要性及び妥当性を審議し、その結果を取締役に報告し、取締役会において、当該報告を踏まえて承認決議を行います。また、2025年9月30日に、グループ関連当事者取引管理規程を策定し、関連当事者との取引を行う場合には、取締役会規程・職務権限規程・稟議規程等の社内規程に基づく裁決手続を必要とし、かつ、法令の規定により開示対象となる重要な取引である場合には取締役会の承認を要する旨の体制整備を行っています。

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金制度を有しておりません。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各々の職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬としてのストックオプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとすることを基本方針としております。この基本方針に基づき、個人別の報酬等の内容については取締役会にて決定しております。

ただし、2026年5月8日付で会社更生手続が開始された後は、会社更生法上、取締役に報酬請求権は発生していません。

(iv) 取締役候補の指名については、当事業に精通し専門性を有するとともに、会社経営全般に適切な意思決定ができるバランス感覚を有する人材を選任・指名し、社外取締役候補については、幅広い経験や高い見識を当社の経営に活かすことのできる人材であることを前提として選任することとしております。また、監査役候補の指名については、財務・会計に関する知見等、監査に必要となる専門性と幅広い分野について

の豊富な知識を有する人材を選任することとしております。なお、監査役候補については、事前に監査役会の同意を得ております。

また、取締役会は、取締役が求められる機能を発揮していない場合や重大な法令・定款違反その他当該取締役の職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、役位の解職又は株主総会に提出する解任議案について審議することとしております。

[補充原則4-1①]

当社は、取締役会で決定すべき事項を取締役会規程で定めております。取締役会の決議事項以外の事項については、稟議により社長や業務執行取締役の決裁に委任しており、その運用に関する取り決めは、稟議規程及び職務権限規程に定めております。

ただし、2026年5月8日付で会社更生手続が開始された後は、事業経営権及び財産管理処分権が管財人に専属しておりますので、従前の取締役会で決定すべき事項等は管財人が決定しております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を独立社外取締役の独立性判断基準としております。

また、当社の取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

[補充原則4-11②]

社外取締役及び社外監査役を含む取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向けることができるように、兼職の数については合理的な範囲にとどめております。なお、その兼任の状況は、有価証券報告書及び株主総会招集通知において開示しております。

[補充原則4-14②]

新任役員に対しては、取締役・監査役として理解しておくべき法務知識等の習得のため、外部セミナーの活用を推奨しております。

また、就任後においても、取締役・監査役が、それぞれ必要と考えるセミナーに参加することを推奨しております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、合理的な範囲で前向きに対応しております。

当社の取締役会は、株主との建設的な対話を促進するため、以下のとおり体制の整備を行っております。

- (i) 管理部総務人事課が株主からの対話の申込みに対応することとしております。
- (ii) 管理部総務人事課は、IR活動に関連し経理課及び財務課と日常的に連携を図ることにより必要な情報を収集し、株主との対話の充実を図っております。
- (iii) 当社ホームページにおいて、株主や投資家からのお問い合わせのメールを受け付けているほか、株主総会において、審議時間を十分に設けることにより株主との対話の充実を図っております。
- (iv) 株主との対話において得られた意見は、随時、経営陣幹部又は取締役会に報告することとしております。
- (v) 決算発表前は株主との対話を控える沈黙期間を設定し、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社ジェット	2,172,400	33.60
石田 信文	404,000	6.25
光通信KK投資事業有限責任組合	378,200	5.85
石田 ゆかり	305,200	4.72
トーシングループ従業員持株会	150,789	2.33
ソフトバンク株式会社	144,000	2.23
株式会社CNCエンタープライズ	139,400	2.16
光通信株式会社	65,300	1.01
株式会社オーレンジ	50,050	0.77
JPモルガン証券株式会社	49,600	0.77

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

上記 [大株主の状況] は、2026年4月30日現在の数値でございます。

当社は、自己株式72,251株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

持株比率は自己株式(72,251株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタダード
決算期	4 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

(1) 当社に支配株主はありませんが、株式会社ジェットが当社のその他の関係会社に該当します。当社は、2026年3月より、支配株主等（本項では、株式会社ジェット及び当社創業家（石田信文・石田ゆかり）をいいます。）からの不当な影響力の行使を排除すべく、支配株主等との取引については特に厳しい要件を設け、構成員が社外役員の過半数で構成される特別審査委員会を設置し、その運用を開始しております。同委員会は、当社が支配株主等との取引を行う場合、事前に当該取引の必要性及び妥当性を審議し、その結果を取締役に報告し、取締役会において、当該報告を踏まえて承認決議を行います。委員は、旭萌々子取締役、奥村竜弥社外取締役及び鈴木真司社外監査役です。なお、この点に関連して、「グループ関連当事者取引管理規程」を2025年9月30日に策定し、①当社の親会社、②当社の子会社、③当社と同一の親会社を有する会社、④当社とその他の関係会社並びに当該関係会社の親会社・子会社、⑤当社の関連会社並びにその子会社、⑥当社の主要株主及びその近親者（二親等内の親族）、⑦当社の役員及びその近親者、⑧当社の親会社の役員及びその近親者、⑨当社の重要な子会社の役員及びその近親者、⑩上記⑥～⑨の者が議決権の過半数を所有する会社及びその子会社、⑪従業員のための企業年金（会社と重要な取引を行う場合に限る）、⑫その他、会社又は企業グループと人的・資本的に密接な関係を有すると認められる者、を「関連当事者」と定義した上で、関連当事者との取引を行う場合には、取締役会規程・職務権限規程・稟議規程等の社内規程に基づく決裁手続を必要とし、かつ、法令の規定により開示対象となる重要な取引である場合には取締役会の承認を要する旨の体制整備を行っています。

以上のとおり、2026年3月に運用を開始した特別審査委員会の制度により、支配株主等との取引については審査が厳格化されておりますが、とりわけ2026年5月8日の会社更生手続開始後は、事業経営権及び財産管理処分権が管財人に専属し、その行使は法令並びに東京地方裁判所の監督及び調査委員による調査に服するものであること（許可を要する行為について許可なくしてされた行為は効力を生じません。）、管財人は更生手続において創業者をはじめとする支配株主等の影響力を適切に排除して内部管理体制を一層推進すべき立場にあること、管財人はその職務の遂行にあたり善管注意義務を負うところ（会社更生法第80条第1項）、支配株主等との取引は一般の第三者との取引にもまして善管注意義務の観点から慎重な対応を要するものであることなどから、管財人において、支配株主等との取引は回避する方針です。また、仮に支配株主等との間で何らかの対応が生ずる場合においても、管財人は、事前に裁判所及び調査委員に報告・協議して対応することとなりますので（また、裁判所の許可事項については許可を得て実施することになりますので）、内部管理体制の観点からも、適法性及び公正性が確保されることになります。なお、管財人は、更生計画において取締役の具体的な名称を記載するとともに、会社更生法第72条第4項の定めに基づき取締役の権限を回復する方針ですが、更生計画には複数の社外取締役を定め、2026年11月21日までに権限を回復することにより、両名とも社外取締役としての権限を有する体制を実現する方針です。

(2)当社は、2026年5月8日付で会社更生手続開始決定を受けております。会社更生手続開始後は、事業経営権及び財産管理処分権が管財人に専属し、その行使は法令並びに東京地方裁判所の監督及び調査委員による調査に服することになりますが、会社法上の役員の権限は制約されています。管財人は、当社の取締役及び監査役の人選並びに組織変更等のあり方について、創業者の影響力を排除し、内部管理体制の改善を図る観点から、2026年10月31日に認可が予定される更生計画において適切に定める方針です。また、管財人は、当社株式が特別注意銘柄に指定された2025年11月22日から1年以内に内部管理体制を適切に整備する方針です。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年

取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥村 竜弥	他の会社の出身者											
深谷 隆雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥村 竜弥	○	----	他社における経営者としての経験と幅広い見識を有しており、経営全般に関する卓越した知見や経験を活かして、経営基盤強化の助言、当社の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献していただけるものと判断しています。 また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定しております。
深谷 隆雄		----	長年にわたる税務業務の経験等に基づき豊富な経験と実績を有しており、税務全般に関する観点から当社の業務執行に対する監督、助言等、社外取締役として期待される役割を十分発揮することができると判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役は、会計監査人並びに内部監査担当部署（内部監査室）と定期的に意見交換を行うなど、相互に効果的かつ適正な監査を実施できるよう連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木真司	弁護士													
大田貴之	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木真司	○	---	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、コンプライアンスに関する高度な知見を有しております。こうした経験と知識を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断しています。 また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定しております。
大田貴之		---	2025年12月31日に当社の社外監査役であった牧俊夫氏が辞任したことから、当社は、法令に定める監査役の員数に欠員が生じることとなり、名古屋地方裁判所に仮監査役選任の申立てを行いました。2026年4月9日付で、同裁判所の決定により、仮監査役（社外監査役）として大田貴之氏が選任されました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	実施していない
---	---------

該当項目に関する補足説明 更新

会社更生手続中のため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。定時株主総会における特別決議により、取締役、従業員に対して付与することを決議したものであります。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2024年4月期における取締役及び監査役の報酬等の内容は以下のとおりであります。

取締役及び監査役の報酬等の総額		
取締役	7名	88百万円
(うち社外取締役)	(3)	(3)
監査役	4名	11百万円
(うち社外監査役)	(5)	(6)

(注)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

上記の内容は、事業報告及び有価証券報告書において開示しており、両報告書とも当社ホームページに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬額は役位、在職期間における実績、社内バランス、会社の業績等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。
当社は、2025年7月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合して

いることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

1) 当社の取締役の報酬は、優秀な人材の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としております。

2) 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証します。

3) 業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、会社業績に応じて変動する業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等で構成しております。

4) なお、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとしております。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標である営業利益を反映した現金報酬とし、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等当社が目標とする一定の水準が達成された場合に、賞与として一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、ストックオプションを採用し、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等当社が目標とする一定の水準が達成された場合に支給するものとしております。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、各役位には基本報酬額のレンジ（上限・下限）を設定し、当該役位の職責・成果・経験等を総合的に勘案して、レンジ内で報酬額を決定するものとしております。

※取締役の報酬限度額は、1996年2月28日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与分は含まない。）と決議しております。

※監査役の報酬限度額は、1996年2月28日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を含む監査役のサポート体制につきましては、管理部に事務局を設置しており、監査役会の招集事務は管理部総務人事課が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役は社外取締役2名を含めた6名体制で構成されており、取締役会は月に1回以上定期的に開催しており、常勤、非常勤問わず、監査役も出席しております。なお、社外取締役は、取締役会の意思決定の客観性を確保するために当社と利益相反するおそれなく、独立性を確保しております。

取締役の任期は1年とし、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。

監査機能については、監査役3名で構成されているほか、内部監査室、会計監査人による業務・会計監査を行っております。

弁護士である鈴木氏は、当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれ無く、又、経営陣から著しいコントロールを受けたり、経営陣に著しいコントロールを及ぼす事の無い独立性の高い社外監査役であり、独立役員に選任いたしました。

社外取締役の奥村氏は、当社との関係において一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員に選任いたしました。

会計監査人の状況につきましては、2024年5月1日から2025年4月30日までの第39期において、監査法人アリアにて監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「監査役会設置会社」の形態を採用しております。

情報通信業界、企業経営、法務等の専門的な見識を有する社外監査役が、内部監査室、監査法人と連携して監査を行う事により、業務の適正化を確保できる体制となっているため、「監査役会設置会社」の形態を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度は5/1～4/30、株主総会は7月下旬としております。

その他	株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。 〔当社ウェブサイト〕 https://www.toshin-group.com 〔株主総会資料 掲載ウェブサイト〕 https://d.sokai.jp/9444/teiji/ 〔東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）〕 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
-----	--

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、半期報告書、期末報告書、中間報告書、株主総会参考書類等の内容である情報、他適時開示規則で開示が求められているものは、速やかに開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部がIR機能を担っております。なお、管理部総務人事課において事務補佐を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は、金融商品取引法を始めとした関連法規や証券取引所の定める適時開示規則等に則り、適時、適正かつ公平な会社情報の開示に努めております。また、適時開示の基準に該当しない情報であっても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、積極的に情報開示を行っております。なお、開示手段につきましては、TDnetのほか、当社ホームページに公開すること、投資家の皆様に広く浸透するよう努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<基本的な考え方>

当社グループは、コンプライアンス及びリスク管理の観点から、内部統制システムの整備・充実を経営の重要課題と位置付け取り組んでおり、内部統制システムが実効性あるものとして機能するよう引き続き、以下の体制の整備・充実に努めております。

<整備状況>

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、各種会議の議事録等の文書及び電磁的記録は、関係規程ならびに法令に基づき担当部署及び責任者を定め、適切に保存及び管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置する。この委員会はリスク・コンプライアンスを統括する組織として、り、違法性の観点から、取締役会の決議事項、一定の金額以上の入出金取引及びそれに類する重要な契約の締結、内部通報窓口への通報など、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を確保する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び監査役で構成する取締役会を毎月開催して、重要事項について審議及び決定を行い、必要に応じ適宜開催する。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

次のコンプライアンス体制を構築する。

(1) 当会社及びグループ各社は、取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「トーシン行動指針」を定め、研修を実施し、実行化

する。

(2) 当会社及びグループ各社における、法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するためグループ従業員を対象とした「内部通報制度」として「トーン・アラム」を設置する。

(3) 適時適切な情報開示を確保するため、責任部署を定めて財務報告の正確性と信頼性の確保に取り組むほか、資金の流れや管理の体制を文書化する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ共通の基本理念と基本方針を制定し、関係会社管理規程を設定する。

内部監査室による継続的な業務の適正性及び運営状況を実地監査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室を設置して、監査役の要請があった場合は職務を補助するスタッフを配置する。監査役スタッフの人事評価及び任命は監査役会が行い、人事異動については常勤監査役の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 会社及びグループ各社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。

(2) 会社及びグループ各社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨。

(3) 監査役（会）から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置。監査役と緊密な連携を保ち、監査役に対し内部監査結果の報告を行う。

(2) 代表取締役社長及び取締役との定期的会合を開催し、情報交換を行う。

(3) 取締役は、監査役による重要な会議への出席及び重要文書の閲覧、子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

当社は、取締役及び使用人が遵守すべき行動指針において、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって、業務を誠実かつ公正に遂行する事を表明しております。反社会的勢力や団体との関係は一切遮断し、不当要求に対しても毅然とした対応で臨み拒絶してまいります。

＜反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況＞

反社会的勢力に対して、いかなる不当要求に対しても毅然とした態度で臨み、取引関係を含む一切の関係を持たないことが必要であると考えております。

排除・回避するためのチェック体制として、総務部総務課において新規取引先と取引を行う際は業務フローを基にチェックを行い、反社会的勢力であるか否かの調査を行っております。又、反社会的勢力による不当要求の徹底的な排除のため、リスク管理委員会が主体となって警察への通報、顧問弁護士への相談を実施するなど、外部専門機関との連携を行うようにしております。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要について＞

当社は重要な会社情報について、関連部署と協議のうえ、適時開示情報に該当するか否かの判断を東京証券取引所の有価証券上場規程に従って行い、代表取締役、各役員の承認を得て、その公表の内容や時期、方法について決定しております。

[模式図]

